

三重県立こころの医療センター経営コンサルティング業務委託企画提案コンペ実施要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県立こころの医療センター（以下、「こころの医療センター」という。）における経営状況の現状分析及び改善計画の策定並びに施設を有効活用するための改修計画の策定等のため、こころの医療センター経営コンサルティング業務を委託する者の選定に当たり、企画提案コンペ方式により決定するための必要な事項について定めるものである。

(コンペに参加する者)

第2条 三重県立こころの医療センター経営コンサルティング業務委託企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）の企画提案者の参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 公立病院(200床以上)における経営コンサルティング業務（改修を含む）の受託実績が平成25年4月1日以降において3件以上あること。
- (2) 精神科単科のコンサルティング業務の受託実績が1件以上あること。
- (3) コンペの参加に当たり、国内の法令及び三重県における諸規程を遵守し、「三重県立こころの医療センター経営コンサルティング業務委託企画提案コンペ参加仕様書」に基づき適正な提案を行える者であること。
- (4) 契約の相手方となった場合に、「三重県立こころの医療センター経営コンサルティング業務委託仕様書」等に記載された内容を遵守し、誠実に契約を履行することができる者であること。
- (5) コンペの参加に当たって提出した企画提案資料について、個人情報以外は情報公開の対象となることを承諾する者であること。
- (6) 本業務委託に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (7) 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- (8) 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (9) 三重県が賦課徴収する全ての県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(コンペ参加仕様書)

第3条 参加希望者に対するコンペの仕様については、「三重県立こころの医療センター経営コンサルティング業務委託企画提案コンペ参加仕様書」のとおりとする。

(仕様書)

第4条 委託する業務の仕様については、「三重県立こころの医療センター経営コンサルティング業務委託仕様書」のとおりとする。

(選定業務)

第5条 選定に係る業務は、別途定める「三重県立こころの医療センター経営コンサルティング業務委託企画提案コンペ選定要領」に基づき、次条に定める「三重県立こころの医療センター経営コンサルティング業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)が行う。

(選定委員会の組織運営)

第6条 選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- (1) 委員定数は、5名とする。
- (2) 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- (3) 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- (4) 委員長は、委員会を統括する。
- (5) 副委員長は、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- (6) 委員会は、定数の3分の2以上の者が出席しなければ開くことができない。

2 委員は、適任者について三重県立こころの医療センター競争入札審査会の審査を経て、こころの医療センター運営調整部において選任する。

(庶務)

第7条 コンペ実施に係る庶務は、こころの医療センター運営調整部が行う。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。